２　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	項目
大型免許、中型免許及び準中型免許	一　道路における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行 三　横断歩道の通過 四　方向変換又は縦列駐車
大型特殊免許及び大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）（カタピラを有する大型特殊自動車（車輪を有するものを除く。以下同じ。）のみに係る大型特殊免許及び大型特殊第二種免許を除く。）	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　方向変換
カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許及び大型特殊第二種免許	一　幹線コースの走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行
大型二輪免許	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五　直線狭路コース、連続進路転換コース及び波状路コースの走行
普通二輪免許	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五　直線狭路コース及び連続進路転換コースの走行（総排気量については〇・一二五リットル以下、定格出力については一・〇〇キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車（以下「小型二輪車」という。）に限り運転することができる普通二輪免許（以下「小型限定普通二輪免許」という。）については、連続進路転換コースの走行を除く。）
牽引免許及び牽引第二種免許	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過

［項を加える。］